

# 令和3年度 第3回吉川区地域協議会次第

日時：令和3年5月27日（木）午後6時30分  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

## 4 協議事項

- (1) 自主的審議事項について（公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について）
- (2) 令和3年度地域活動支援事業について
- (3) 分科会の検討報告等について
- (4) その他

## 5 総合事務所からの諸連絡について

## 6 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整 月 日（ ） 時 分から  
吉川コミュニティプラザ

## 7 閉 会

自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：薄波 和夫)

項目	質問内容
<p>公民館の施設等ハード面に関する質問</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館分館廃止後に当該施設が貸与された場合、利用方法、活動内容に関係なく、全ての施設保全管理は、被貸与者にて行うことになるのか？（確認）付帯条件は無いのか？</li> <li>2. 公民館分館廃止後の当該施設を利用した公民館活動に必要なハード費用（活動に伴う施設の改修、必要設備、必要機材、備品等）は、公民館活動経費に計上請求することが可能か？</li> <li>3. 当該施設の貸与終了時には、貸与時の現状復帰（壊れたら貸与時の状態に戻す）が必須か？</li> </ol>
<p>公民館事業等ソフト面に関する質問</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館分館廃止後の公民館活動は、その分館地区において、今後どのように、活動を維持推進していく予定か？</li> <li>2. 公民館分館廃止後は、公民館活動の方針・内容等の情報提供は、分館廃止地区に対してどのように進めていく予定か？</li> <li>3. 公民館分館廃止後の公民館活動は、吉川区全体としてどのように進めていく予定か？</li> <li>4. これまでの公民館分館の活動は思わしくないところもあるが（利用状況等）、何が原因と考えているか？ その状況を解決するための施策は、何か実施してきたか？</li> <li>5. 吉川区の公民館活動を活性化するための施策は、何かお考えか？（体制強化、事業提案、分館のフォロー等）</li> <li>6. 公民館活動を地域の皆さんに認識して頂くための施策は、これまで、どのような事を、どのように行ってきたか？</li> <li>7. 吉川区の公民館が、公民館分館の声を聴き公民館活動に生かした事例があるか？（推進してきた過去事例が知りたい）</li> <li>8. 吉川区の公民館活動は、現状で良いと考えているか？</li> </ol>
<p>その他</p>	

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：江村 奈緒美)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	<p>1. 貸付となった場合、市と使用者の各分館の地域住民団体との個別の話し合いとなると聞きましたが、話し合うときの基本的な考え方を私達にわかるように示していただきたい。</p> <p>2. 統一した基準では不公平が生じるため、それぞれの建物の管理のあり方について協議させていただく（令和2年10月9日参考資料、社会教育課）とあります。どうなるのか全くわからないのも住民も不安になりますし、今はすでにそう言われたら仕方ないという雰囲気があります。町内会長などの方々は知っていても、地域住民の殆どは理解していない状態です。どのような違いがあるのか文章の羅列ではなく、わかりやすい図などを使った形で提示していただけないでしょうか。住民みなさんに配布できるような、地域の集まりで町内会長さんが、皆さんに話せるくらいのものを用意していただくことを希望します。</p>
公民館事業等ソフト面に関する質問	
その他	

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：佐藤 均)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	1. 公の施設（公民館分館）が無くなった場合に、行政はどのような代替施設を考えているのか。2、3具体例を示してほしい。
公民館事業等ソフト面に関する質問	1. 公の施設（各地区の公民館分館）が無くなっても行政の仕事は変わるのか、変わらないのか、どうなるのでしょうか？
その他	1. 公民館分館の施設が無くなると地域のシンボリックな絆も一段と希薄になる。どのような対策、予防措置を考えているのか教えてください。

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：関澤 義男)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上越市では公の施設の適正配置計画と称し、一部の施設の廃止を急いでいるが、人口減少や財政の悪化、施設の老朽化や利用率の低迷が主たる要因だと言う。しかし中央と辺地の分断を煽るだけだ。住民感情を逆なです。市では地域の理解を得たと答えるが、実態は主だった面々に説明をただけで蚊帳の外に置かれた住民は不満だけである。設置条例の廃止は、本来、目的の達成をもってなすべきで、財政の達成をもってなすべきではなく、財政の都合を理とするのは邪道だ。市が説く行政改革は排除ありきで、賢く使うための政策論は全く見えていない。</li> <li>2. 平成 23 年 10 月策定の上越市公民館施設整備計画の中で、事業 2 位に吉川地区公民館東田中文案耐震補強設計工事 30,836 千円、3 位に公民館勝穂分館耐震補強設計工事 26,281 千円、5 位に公民館竹直分館耐震補強設計工事 12,013 千円とあるが、計画未実施である。計画や事業費まで明記しておいて、「計画は立てたが、実施はできなかった」という説明では納得いかない。市が実施する事業には、国の地方交付税が充てられており、市の歳入科目には公民館という財源の予算科目はなく、目に見えない状態ではあるが、公民館に関する財源も含まれていると考える。なぜ財源がありながら計画どおりできなかったのか、明確な説明を強く求めるものである。また、同年度に上越市公の施設等除却計画もあり、除却計画は実施されているのである。</li> <li>3. 仮に適正配置計画上、令和 6 年度に町内会に貸付又は譲渡することになっている場合、令和 5 年度末まで双方の協議が整わず結論が出なかった時は、その後どうなるのか。</li> <li>4. 分館を市が町内会に貸付けた場合、光熱水費等の経費をどちらが負担するか、双方の話し合いで決めることになるのか。また、その場合、市と町内会の負担割合はどうなるのか。</li> <li>5. ②の場合で老朽化により建物を取り壊す場合、その経費は市が負担することになるのか。</li> </ol>
公民館事業等ソフト面に関する質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館事業は、公民館分館の貸付、譲渡、取り壊しに関係なく継続して行われることになると思うが、分館単位の公民館事業（ソフト事業）はどのように行われるのか。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館分館の廃止について、地域住民の認識は低いと感じる。そこで一般住民へのアンケートを実施したらどうか。</li> </ol>

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：中村 正三)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設廃止となれば、敷地内の立ち入りはどうか。</li><li>2. 同敷地にあるグラウンド等はどうか。</li></ol>
公民館事業等ソフト面に関する質問	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 今後、公民館事業の各地域での進め方、実施方法等についてどのように進めていくのか。住民との話し合いではなく具体的な考えはあるか。</li></ol>
その他	

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：橋爪 正平)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	1. 施設の利用状況
公民館事業等ソフト面に関する質問	1. 公民館事業の活動内容
その他	1. 現状把握 ①公民館活動の実態を知り、今後の活動につなげるために必要。 ②上越市社会教育（公民館）の進め方について

## 自主的審議事項に関する質問表

(委員氏名：山岸 晃一)

項 目	質 問 内 容
公民館の施設等ハード面に関する質問	<p>1. 各公民館分館の耐震構造改築工事の計画は、なぜなくなってしまったのか？いつだれが、計画を廃止してしまったのか市民に説明するべきではないか。</p>
公民館事業等ソフト面に関する質問	<p>1. 公民館分館の廃止は、それぞれが承諾したところではあるが、肝心の公民館事業について、各分館にどのように進めていくかが示されていません。本来の行政が積極的に進めていただくべき事業の計画と一緒に説明するべきかと考えます。今後、分館単位の事業の推進計画をどう考えているかをお示してください。</p>
その他	<p>1. 高齢化と過疎化が進む町内会が増えています。公民館事業を通じて、町内会を超えた地域の絆を大事にしたいものです。</p>



資料 1-2
令和 3 年 5 月 27 日
第 3 回吉川区地域協議会資料
社会教育課

## 自主的審議事項に関する質問（意見を集約した回答）

1. 公民館分館廃止後に当該施設が貸与された場合の施設保全管理や光熱水費等の負担、貸与終了後の対応について。

（回答）

公民館をお貸しした後の施設の管理については、地域の皆様から主体となって行っていただくこととなりますが、施設は旧学校の体育館など規模が大きく老朽化も進んでいる施設もあることから、実際に貸付を受けられる町内会等の皆様と話し合いながら、過度なご負担にならないよう、具体的な費用のあり方について整理していきたいと考えております。

また、地域のご都合により、お貸しした施設を使用しないこととなった場合については、まずは、地域で設置した備品等があれば、それらを撤去していただいたうえで、貸付時点の状態でお返しいただき、その後は市が施設を除却するまで管理してまいります。

2. 貸付に向けて、市と使用者（各分館の地域住民団体）が話し合うときの基本的な考え方について。

（回答）

吉川区の公民館分館及び生涯学習センターについては令和 2 年 9 月から 10 月にかけてそれぞれの施設が所在する地域に職員が訪問し、施設ごとにその現状や利用実態、これからのあり方について話し合いをさせていただいたところです。

その中で、地域の皆様からは、「引き続き施設を利用していきたい」というご意向をいただいたことから、その形態として施設をお貸しするという方向性に至ったものです。

実際に施設の貸付を開始する時期については、令和 5 年度から 7 年度という期間の中でそれぞれの地域ごとにお決めいただきましたので、その期間内で個別に話し合いをさせていただきます。

ご質問の「その際（話し合い）の基本的な考え方」については、貸し付けに係る必要経費として、当該施設を市が管理する場合、「維持管理経費」がどれくらいかかっているかということをお示しするとともに、それを基準として、今後の利用見込みを考慮し、地域の皆さんと話し合いながら、ご負担いただく項目について整理していきたいと考えています。

3. 公民館分館廃止後の公民館活動は、今後どのように維持推進していくのか。

(回答)

今ある施設を無くすというのではなく、施設を地域にお貸しするという考えであり、「公民館分館」という位置づけでは無くなりますが、引き続き地域の皆さんからは、今ある施設を自由に地域活動等でお使いいただくことができるというものです。

公民館事業については、吉川区をはじめ市内28区それぞれに、地区公民館が1か所設置されておりますので、分館の位置付けがなくなった後もこれまでどおり、地区公民館を会場に公民館講座を開催していきますし、また地域からご要望があれば、例えば、町内会館など身近な場所で公民館講座を開催するなどの対応を進めたいと考えています。

また、これからは新型コロナウイルス感染症対策に配慮した取組も必要となってまいりますことから、例えばインターネットを活用した自宅で受講できる講座の開催など、利用者の皆様の状況を勘案しながら進めていきたいと考えています。

(参考) 吉川区における地区公民館と公民館分館（生涯学習センター）の位置づけ

吉川区では町の時代に、閉校となった旧小学校の体育館や校舎などを引き続き地域で使用していただけるよう、公民館分館として名称を変えて設置したものであり、その活動は学びを目的とした講座などの公民館事業を行う場から、地域づくり会議を主体とした、住民の皆さんが地域の行事を行う会場や自治会等それぞれの実情に応じた活動の場としての役割を担ってきた。

そのようなことから、今回、その現状に合わせて、本来の目的に使用されていない公民館分館や生涯学習センターという名称、位置付けをなくし、地域の皆さんが使用目的に応じて、施設を自由にお使いいただけるよう、地域へ貸し付けするという方向性にご理解いただいたもの。

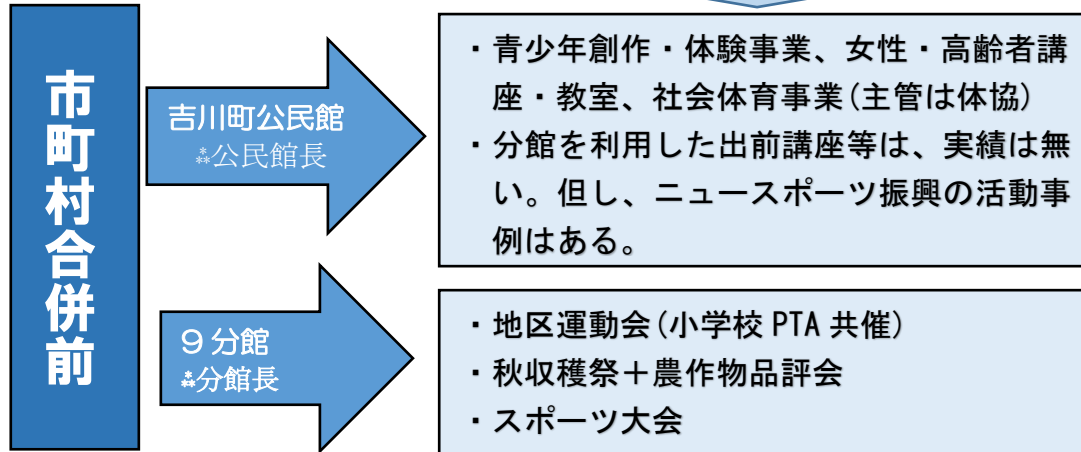
4. 各公民館分館の耐震構造改築工事の計画は、なぜなくなってしまったのか。

(回答)

この計画については、公民館分館の耐震について計画的に進めようと、当時とりまとめたものでありますが、市の財政計画との整合が図られておらず、計画が先送りとなり、実態に即したものになっていないのが現状です。そういうことを勘案した中で、現状の公民館の仕組み、そして建物の使用状況、これらを総合的に包含し、この度の適正配置計画ということでお示しさせていただいています。この計画が廃止となった経過があやふやなのではないかということについては真摯に受け止めさせていただいた中で、今後の適正配置の計画を進めていきたいと考えております。

# ●吉川区における合併前と合併後の組織等並びに公民館事業の方針

## 事業(活動)

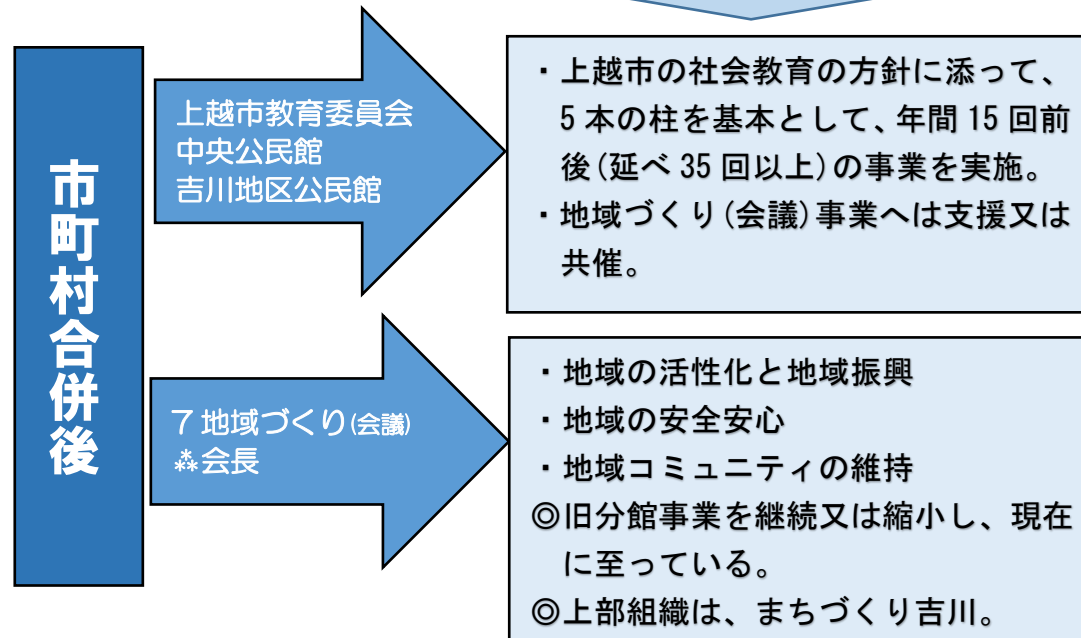


- ・青少年創作・体験事業、女性・高齢者講座・教室、社会体育事業(主管は体協)
- ・分館を利用した出前講座等は、実績は無い。但し、ニュースポーツ振興の活動事例はある。

- ・地区運動会(小学校PTA共催)
- ・秋収穫祭+農作物品評会
- ・スポーツ大会

- ・～H元年3月31日 分館施設は無い。  
分館事務局：小学校教頭
- ・H元年4月1日 第1次小学校統合(3校に統合)  
\*分館施設誕生(小学校廃校施設)  
\*分館事務局：分館主事
- ・H15年4月1日 第2次小学校統合(1校に統合)  
\*生涯学習センター誕生(旭・源小学校廃校施設)

## 事業(目的等)



- ・上越市の社会教育の方針に添って、5本の柱を基本として、年間15回前後(延べ35回以上)の事業を実施。
- ・地域づくり(会議)事業へは支援又は共催。

- ・地域の活性化と地域振興
- ・地域の安全安心
- ・地域コミュニティの維持
- ◎旧分館事業を継続又は縮小し、現在に至っている。
- ◎上部組織は、まちづくり吉川。

## 吉川地区公民館の方針・現状・今後

- \* 社会変化に対応した事業取組(創意工夫)
- 少子化・子どもの多忙化及び重複事業対応・・・  
青少年事業(体験・創作等)・・・青少年育成会議と連携。
- 現役世代への事業参加の対応・・・土・日曜日開催。
- 高齢者事業対応・・・出前講座を多く取り入れる。  
社会福祉協議会及びまちづくり吉川と連携。(2会場/年)
- 学びの場及び交流の場を広げる。  
頸北地区公民館との協働開催。・・・4年目  
市中央公民館の先駆者
- 地域共通課題解決の懇談会及び地域フォーラム等開催  
「よしかわ未来塾」を継続中・まちづくり吉川との共催
- ◎今後の公民館事業  
地域の人々の「つどい・まなび・つながる」生涯学習の場として、多種多様な住民要求を少しでも反映するため、公民館運営委員の意見や振り返り(アンケート)を活かす。



## 令和3年度 吉川区に係る地域活動支援事業 採点一覧表 (得点順)

### 1. 採点結果一覧

(単位：千円)

順位	NO.	事業名	提案者名	事業費	提案額	市補助額 (A)	採点結果				区配分額 (A)	結果	平均値 ※小数点以下 までで再掲
							各項目 の計 (25)	補助率	優先採択 方針との 整合性	特記事項			
1	5	長峰城址保存活用事業	越後長峰城址保存会	708	700	700	21	10/10	O:12 X:0		4,900	21.50	
2	4	「地域のお宝自慢」探検隊事業 地域 のお宝マップづくり	吉川区青少年育成会議	597	546	546	21	10/10	O:12 X:0		4,354	21.42	
3	7	尾神観光資源PR事業	尾神岳スカイスポーツエリ ア運営委員会	717	700	700	20	10/10	O:12 X:0		3,654	20.75	
4	2	よしかわ道の駅活性化事業	吉川観光協会	710	700	700	20	10/10	O:12 X:0		2,954	20.08	
5	9	吉川酒文化の発信事業	吉川観光協会	701	700	700	19	10/10	O:12 X:0		2,254	19.67	
6	3	季刊「吉川タイムズ」発行事業	吉川タイムズ	228	220	220	19	10/10	O:12 X:0		2,034	19.58	
6	6	吉川区昭和と平成の記憶記録事業	里山文化研究会	320	275	275	19	10/10	O:12 X:0		1,759	19.58	
8	1	天岩戸・尾神伝説の保存伝承事業	水源地域振興対策協議会	676	675	675	19	10/10	O:12 X:0		1,084	19.42	
9	8	尾神岳山頂遊歩道・絵馬堂等整備事業	尾神岳ファンクラブ	696	695	695	19	10/10	O:12 X:0		389	19.25	
合計				5,353	5,211	5,211							

5,600 - 5,211 = 389 千円の残額

令和3年度 地域活動支援事業(追加募集)に係る審査等のスケジュール  
(追加募集を行う場合の案)

月 日	時 間	審査協議事項等
6月25日 (金)		追加募集要項を町内会回覧文書で配布
6月28日 (月)	8:30	提案受付開始(～7月16日(金)まで) ※平日のみ
7月16日 (金)	17:00	提案受付終了、委員への提案書(写)配布準備 【事務局】 ・吉川区地域協議会へ審査依頼、提案書(写)、現地視察希望調査票等を委員へ配布。 ・現地視察の実施の有無確認票を配布 ・提案者との間で行う事前の質問と回答のやり取りは省略し、プレゼンテーション実施時に質疑応答する。 ・提案内容について、担当課(関係課)への所見依頼。 回答期限 7/21(水)(予定)
7月24日 (土)	10:00	○令和3年度 第5回吉川区地域協議会(公開) ・現地視察の実施(予定) ・プレゼンテーションの実施 ・提案された内容を見て、午前中に現地視察、プレゼンテーション、勉強会(非公開)、審査、採点、採択の有無・補助額の決定まで行う。  (※補助金残額が少額であり、提案件数も少ないことが見込まれるため、1日で補助額の決定まで行う)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※防災行政無線を使用して周知をする。